

## 総研大クラウド 運用、管理及び利用ポリシー

(平成26年3月19日情報基盤センター運営委員会)

### (目的・定義)

- 第一条 本内規は、国立大学法人総合研究大学院大学（以下、「本学」という）が、専攻及び研究科、並びにその枠を超えた教育研究活動に資するため、インターネットを利用した教育研究資源として設置する、総研大クラウドの運用・管理及び利用に関して必要な事項を定め、総研大クラウドの適切な運用を図ることを目的とする。
- 2 総研大クラウドは、次に掲げるサブシステムにより構成される。
- 一 総研大クラウドデータセンターコアネットワークシステム及び本学の回線
  - 二 総研大クラウド仮想集積サーバシステム及び当該サブシステムにて稼働するすべての仮想サーバ
  - 三 総研大高臨場感TV講義システム

### (適用範囲)

- 第二条 本内規は、総研大クラウドを運用及び管理するすべての者、並びに利用者に適用する。
- 2 総研大クラウドは、本学の情報セキュリティポリシー（平成18年法人規則第11号）に基づき運用を行う。
- 3 総研大クラウドの運用及び管理、並びに利用を行う者は、前項に定めるもののほか所属する組織が定める規程等を遵守しなければならない。

### (運用の方針)

- 第三条 本学は、総研大クラウドを、全学に供用するシステムとして、秩序と安全性をもって安定的かつ効果的に運用する。
- 2 総研大クラウドについての計画は、情報基盤センター運営委員会の審議を経て定める。

### (責任者)

- 第四条 総研大クラウドの責任者（以下「責任者」という。）は、情報基盤センター運営委員会委員長とする。
- 2 責任者は、サブシステムにおいて定めのない限り、サブシステムの責任者を兼ねる。
- 3 責任者は、管理者を指名し、総研大クラウドの適切な運用及び管理を実施させねばならない。
- 4 責任者は、責任者の行う行為の一部を、管理者に代行させることができる。

### (責任者の責務)

- 第五条 責任者は、総研大クラウドの運用及び管理について次を実施する。
- 一 総研大クラウドの運用状況及び利用状況の把握
  - 二 総研大クラウド情報セキュリティ実施基準の策定
  - 三 総研大クラウドの運用及び利用に関する教育計画の策定
  - 四 運用及び管理、並びに利用に関する承認

### (管理者の責務)

- 第六条 管理者は、総研大クラウド仮想サーバ基盤の運用及び管理について次を実施する。
- 一 総研大クラウドの運用と利用状況の報告
  - 二 総研大クラウド情報セキュリティ実施基準に基づく運用及び管理
  - 三 総研大クラウド教育計画に基づく教育
  - 四 運用及び管理、並びに利用のための窓口の設置
- 2 管理者は、保守等の目的において、学外の事業者管理の一部を委ねることができる。

### (運用と利用状況の把握と報告)

第七条 責任者は、総研大クラウドの健全な運用のため、システムの運用及び管理並びに、利用に関する状況把握に努め、定期的に情報基盤センター運営委員会に報告しなければならない。

(情報セキュリティ実施基準)

第八条 情報セキュリティの保護と適切な運用のため、責任者は、総研大クラウド情報セキュリティ実施基準を策定し、管理者に健全な運用及び管理を指示しなければならない。

- 2 情報セキュリティ実施基準には、次の事項を含めなければならない。
  - 一 総研大クラウドに施す情報セキュリティ対策や基準
  - 二 総研大クラウドの運用・管理に関する実施手順
  - 三 総研大クラウドの利用に関する実施手順
- 3 情報セキュリティ実施基準は、情報基盤センター運営委員会の審議を経て定める。

(教育計画)

第九条 責任者は、総研大クラウドの利用に関する教育計画を策定し、利用者に適切な利用を求めなければならない。

- 2 管理者は、教育計画を基に、利用者へ教育や周知を行わなければならない。
- 3 教育計画は、情報基盤センター運営委員会の審議を経て定める。

(利用者)

第十条 次に掲げる者を利用者とする。

- 一 本学の教職員及び学生
- 二 本学の教育、研究又は、事務に協力する葉山本部並びに基盤研究機関の教職員及び、研究員
- 三 第一号に掲げる者から操作等の委託を受け、責任者が認めた者
- 四 情報基盤センター運営委員会が認めた者

(利用目的)

第十一条 利用者の利用目的は、次に掲げる目的に即していなければならない。

- 一 本学の教育、研究又は、事務
- 二 そのほか、情報基盤センター運営委員会が認めた目的

(利用上の留意事項)

第十二条 利用者は、本内規に従い、誠実、善良に利用しなければならない。

- 2 本内規のほか、サブシステムに固有な事項について、別に定めのある場合には、その定めに従わなければならない。
- 3 利用者が総研大クラウドを利用してシステム中に保存する情報について、データのバックアップ等の措置を講じるなど、利用者が自ら管理を行わなければならない。

(利用申請)

第十三条 利用者は、利用を希望する場合には、責任者に対して申請を行わなければならない。利用者は、利用や申請に際し、次に掲げる事項や管理者からの指示に従わなければならない。

- 一 管理者が設置した窓口に対して申請を行わなければならない。
- 二 申請やシステムに登録した情報に異動が生じた場合には、速やかに更新しなければならない。
- 三 利用者が利用資格を有している場合であっても、申請に基づく審査により、過去の利用状況等により、利用が認められないことがある。
- 四 利用には、有効期限が設けられ、利用者は許可された期間、総研大クラウド及び総研大クラウドにて提供されるサービスを利用できる。

(利用者の責務)

第十四条 利用者は、総研大クラウドの利用にあたり、次に掲げる事項に従うこと。

- 一 責任者及び管理者の指示に従うこと
- 二 本内規のほか、法令、規程等を遵守すること
- 三 自らに付与されたID、パスワードや、割当を受けたリソース及び登録情報の管理を行うこと
- 四 インシデントを報告し、問題の解決に協力すること
- 五 システムの適正な運用を阻害する行為を行わないこと
- 六 第三者の権利を侵害する行為や妨害する行為を行わないこと
- 七 利用資格の貸与・譲渡など本人以外の者に利用を許す行為を行わないこと
- 八 そのほか、本学が不適切と判断する行為を行わないこと

(利用の制限)

第十五条 責任者は、利用者が目的を逸脱、あるいは前条に掲げる責務を果たしていないと判断する場合、当該利用者の停止等の必要な措置を講じることができる。

(個人情報)

第十六条 本学は、国立大学法人総合研究大学院大学個人情報保護規程(平成17年法人規程第2号)に基づき、利用者が総研大クラウドにて登録する個人情報の保護と適切な管理を行う。

- 2 本内規や手続に則り、適切な管理がなされている限り、総研大クラウドに対する不正な情報の取得とそれにより生じた損害について、本学は責を負わないものとする。
- 3 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、責任者は利用者が登録した情報、利用履歴、メールの内容などの確認を行い、場合によりこれらを第三者に開示することがある。
  - 一 司法または行政機関やこれに準ずる者から照会があり、本学が必要と判断した場合
  - 二 システムの円滑な運用に問題が生じる場合
  - 三 法令又は本学が定める規定等に違反し、そのほか社会通念上問題があると判断された場合
  - 四 本学や第三者の権利、又は利益保護のため必要な場合

(免責事項)

第十七条 総研大クラウドの利用、もしくはサービス運用上必要な措置、障害、停止又は終了に関連して生じた損害について、本学はいかなる責も負わないものとする。

(その他)

第十八条 本内規に定めるもののほか、総研大クラウド、サブシステムの運用及び管理、利用にかかる取り決めについて必要な事項は、情報基盤センター運営委員会が別に定める。